

大阪府吹田市藤白台5丁目8番1号
一般財団法人日本建築総合試験所
理事長 辻 文 三 様

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、下記のとおり委任します。

平成27年6月1日

奈良県知事 荒 井 正 吾



記

1. 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
一般財団法人日本建築総合試験所 構造判定センター
大阪府大阪市中央区内本町2丁目4番7号
2. 貴指定構造計算適合性判定機関に行わせることとする構造計算適合性判定の業務
全部
3. 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年6月1日